

# 青森県報

第三千五百五十八号

平成二十四年  
六月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

道路の区域の変更	(道路課) 一
道路の供用の開始	(同) 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会計管理課) 二

### 公告

平成二十三年度の行政文書の開示の状況の公表	(総務学事課) 二
平成二十三年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表	(同) 三
パーソナルコンピュータ賃貸借契約(二十四年第一回)に係る一般競争入札	(情システム課報) 四
平成二十三年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表	(環境政策課) 六
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課) 七
右 同	(同) 八

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
県道			むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字岩屋字滝不動平一から 下北郡東通村大字岩屋字滝不動平二の二まで

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	九・〇七メートルから 九・六五メートルまで	五六・八五メートル	
後	九・〇七メートルから 九・六五メートルまで	五六・八五メートル	
後	一九五・三三メートルから 一九五・二二メートルまで	六四・〇六メートル	

## 告示

建設業者の許可の取消し	(東青地民局) 九
右 同	(同) 九
右 同	(三八地民局) 一〇
出先機関	
土地改良区の役員の就任	(中南地民局) 一〇
教育委員会	
青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札	(学校施設課) 一〇
公安委員会	
警備員等の検定の実施	(生活安全課) 一三

青森県告示第五百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

2	国 道	一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯一三の五から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の三一まで	前 三・七〇〇メートルから 三・三〇〇メートルまで	前 三・七〇〇メートルから 一・〇二〇メートルまで	後 三・七〇〇メートルから 三・三〇〇メートルまで	六一・〇〇メートル 七九・三〇メートル 六一・〇〇メートル
---	-----	------	---	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------

青森県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字岩屋字滝不動平一から 下北郡東通村大字岩屋字滝不動平一の二まで	平成西・六・二

青森県告示第五百四十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

桜川支店 青森市桜川二丁目

を

志功館前支店桜川出張所 青森市桜川二丁目 に改める。

第一号の表中

株式会社みちのく銀行函館支店 北海道函館市千歳町 を

株式会社みちのく銀行函館営業部 北海道函館市千歳町 に改める。

公 告

平成二十三年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十三年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)				検討中	
		開示	一部開示	不開示	却下		
知 事	2,431 (8)	1,894 (6)	388 (2)	21	1	113	25

病院事業管理者	( 2 )	( 1 )	0	0	0	0	0	0	0
議 会	10	5	5	0	0	0	0	0	0
教育委員会	31	21	8	1	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0
公安委員会	3	0	0	3	0	0	0	0	0
警察本部長	23	2	17	4	2	0	0	1	1
計	2,502 ( 9 )	1,924 ( 7 )	420 ( 2 )	29	3	113	27		

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計29件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは25件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
3 ( 2 )	0	0 ( 1 )	0 ( 1 )	2	0	1

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案  
不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

平成二十三年年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成二十三年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十七日

青森県知事 川 塚 母 郎

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知 事	64	52	11	1	1	0	0
病院事業管理者	1	1	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0	0	0
人事委員会	11	11	0	0	0	0	0
公安委員会	1	0	1	1	0	0	0
警察本部長	24	3	12	9	1	0	1
計	103	69	24	11	2	0	1

注1 不開示の計11件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは11件である。

2 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数

知事	41
病院事業管理者	6
教育委員会	12,133
人事委員会	234
警察本部長	78
公立大学法人青森県立健栄大学	155
地方独立行政法人青森県産業技術センター	11
計	12,658

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					検討中
		訂正	一部訂正	不訂正	却下	取下げ	
警察本部長	3	0	0	3	0	0	0
計	3	0	0	3	0	0	0

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	1	0	0	0	0	0	1
訂正決定等に係るもの	3	0	0	0	0	0	3
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)	
		処理済	検討中
知事	0 ( 1)	0 ( 1)	0
病院事業管理者	1	1	0
計	1 ( 1)	1 ( 1)	0

注 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
11	11	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

~~~~~  
パーソナルコンピュータ賃貸借契約(二十四年第一回)に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間  
パーソナルコンピュータ 一式

平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所  
入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十四年七月二十日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限  
平成二十四年八月八日 午後五時

3 開札の場所及び日時  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎北棟五階B会議室  
平成二十四年八月十日 午後二時

七 入札保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項  
入札説明書による。

九 落札者の決定方法  
賃貸借機器等に要求する仕様を満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等  
詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十四年度の契約金額とする。ただし、平成二十五年度から平成二十八年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成二十九年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 8, 2012

3 Contact point for the notice:

System Management Section  
Information Systems Division  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

平成二十三年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十三年年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 協議の件数

1 事前協議 三百七十三件

2 協議内容の変更の協議 三十四件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

| 種 類                                               | 量        |
|---------------------------------------------------|----------|
| 燃え殻                                               | 三、七八二トン  |
| 汚泥                                                | 二六、七九八トン |
| 廃油                                                | 五〇七トン    |
| 廃酸                                                | 一、三七四トン  |
| 廃アルカリ                                             | 一、七七一トン  |
| 廃プラスチック類                                          | 八、二五二トン  |
| 木くず                                               | 一、六二〇トン  |
| 繊維くず                                              | 一三二トン    |
| 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 | 四二二トン    |



|                                                             |            |
|-------------------------------------------------------------|------------|
| と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物          | 二六九トン      |
| 金属くず                                                        | 二トン        |
| ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。)及び陶磁器くず      | 一、九七五トン    |
| 鉱さい                                                         | 三三、八〇〇トン   |
| 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物                   | 一、一〇六トン    |
| 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)                                        | 五、〇六四トン    |
| ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。)           | 一、二二、七七九トン |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十三条に規定する産業廃棄物                          | 三六六トン      |
| 廃石綿等                                                        | 一〇三トン      |
| 燃え殻及びばいじんの混合物                                               | 五七、九三〇トン   |
| 汚泥及び廃油の混合物                                                  | 一、〇七四トン    |
| 汚泥及び廃プラスチック類の混合物                                            | 一〇〇トン      |
| 汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物                                       | 一六トン       |
| 汚泥及び金属くずの混合物                                                | 〇トン        |
| 汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                              | 五五トン       |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物                                  | 二六三トン      |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 | 六、二四九トン    |

|                                                   |           |
|---------------------------------------------------|-----------|
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 | 三六トン      |
| 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物    | 五三三トン     |
| 廃プラスチック類及び金属くずの混合物                                | 八三トン      |
| 廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物         | 二九、五四〇トン  |
| 廃プラスチック類及びガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物               | 一〇〇トン     |
| 金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物                  | 一三三トン     |
| 合 計                                               | 二九四、九八三トン |

三 協定の締結の件数

三百七十三件

四 環境保全協力金の額

二千二百二十四万八千八百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費(県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費)

不法投棄防止対策事業費(不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費)

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

|     |                                             |     |                                        |       |           |
|-----|---------------------------------------------|-----|----------------------------------------|-------|-----------|
| 変更前 | (仮称) イオン八戸ショッピングセンター<br>八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区 | 変更後 | イオン八戸ショッピングセンター<br>八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区 | 変更年月日 | 平成二四・五・二九 |
|-----|---------------------------------------------|-----|----------------------------------------|-------|-----------|

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
代表取締役 村井正平

|     |                                                |     |                                          |       |           |
|-----|------------------------------------------------|-----|------------------------------------------|-------|-----------|
| 変更前 | イオンリテール株式会社<br>千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一<br>代表取締役 村井正平 | 変更後 | 株式会社パティズ<br>福島県会津若松市宮町五の一四<br>代表取締役 齋藤啓一 | 変更年月日 | 平成二四・五・二九 |
|-----|------------------------------------------------|-----|------------------------------------------|-------|-----------|

四 届出年月日  
平成二十四年六月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年六月二十九日から同年十月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 変更しようとする事項

| 区 分                | 変 更 前                   | 変 更 後                   | 変 更 年 月 日 |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の施設         | 開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 翌午前零時 | 開店時刻 午前七時<br>閉店時刻 翌午前零時 | 平成二四・六・二九 |
| 大規模小売店舗において小規模小売店舗 | 開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 翌午前零時 | 開店時刻 午前七時<br>閉店時刻 翌午前零時 | 平成二四・六・二九 |



| 設の運<br>営方法<br>に<br>関<br>す<br>る<br>事<br>項 |                         | 刻<br>び<br>閉<br>店<br>時<br>刻<br>及<br>時 | 刻<br>び<br>閉<br>店<br>時<br>刻<br>及<br>時 |
|------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 来客が駐<br>車場を利<br>用するこ<br>とができ<br>る時間帯     | 午前八時三十分から翌<br>午前零時三十分まで | 午前六時三十分から翌<br>午前零時三十分まで              |                                      |

四 届出年月日

平成二十四年六月十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年六月二十九日から同年十月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工ヌ・ディ

二 代表者の氏名 野々村 暁夫

三 主たる営業所の所在地 青森市筒井二丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇五九五号

五 取消年月日 平成二十四年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月二十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社伸和

二 代表者の氏名 松本 大器

三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二七八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一七五一一号

五 取消年月日 平成二十四年六月十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十四年六月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 朝日建設株式会社
- 二 代表者の氏名 小山田 伸一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字白銀町字小沼二の四九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第九〇八二号
- 五 取消年月日 平成二十四年六月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

| 区役員の別 | 氏 名   | 住 所              | 就任の年月日                          |
|-------|-------|------------------|---------------------------------|
| 理事    | 鈴木 克直 | 弘前市大字高杉字長谷野一四二の四 | 平成 <sub>四</sub> ・六 <sub>四</sub> |
| "     | 小枝 茂  | 字阿部野二九           | "                               |
| "     | 神 進   | 字五反田二六五の三        | "                               |
| 監事    | 高杉 鉄男 | 字阿部野二三五の五        | "                               |

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年六月二十九日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入  
重油（JIS一種二号）  
七百三十キロリットル（購入予定数量）
- 二 納入期間  
契約締結の日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 納入場所  
八戸港 青森丸
- 四 入札に参加する者に必要な資格  
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に關係資料を添えて、平成二十四年七月二十五日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十四年八月九日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟五階 学校施設課入札室

平成二十四年八月十日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金及び契約保証金は免除する。

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
730 kiloliter

2 Delivery period:  
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2013

3 Delivery place:  
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:  
5:15 p.m. August 9, 2012

5 Contact point for the notice:  
School Facility and Management Division,  
Aomori Prefectural Board of Education  
2-3-1  
Shimmachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL:017-734-9873

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第六十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十四年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十四年十月十三日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

- 1 青森県内に住所を有する者
- 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

- 1 方法  
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手續

1 検定申請の受付期間及び受付時間

- (一) 受付期間  
平成二十四年八月十三日（月）から同月三十一日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）
- (二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間
- (三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
  - (二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- 3 申請方法
- 六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
- 4 検定申請の書類
- 検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。
- (一) 住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通
  - (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
  - (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉
- 5 受検手数料
- 一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間
- 当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
  - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
  - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
  - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭